

## 亘理町監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により定期監査（震災関連）の結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 10 月 20 日

亘理町代表監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

### 記

#### 1 監査の期間及び場所

期 間 平成 27 年 10 月 15 日（木）～16 日（金）までの 2 日間  
場 所 監査委員事務室及び現地

#### 2 監査の対象

- ① 義援金支援事業・災害援護資金貸付事業に係る事業執行状況について  
【被災者支援課】
- ② 災害公営住宅（大谷地集合住宅・戸建住宅）建設に係る事業執行状況  
について  
【復興まちづくり課・都市建設課】
- ③ 吉田保育所再建に係る事業執行状況について 【福祉課・都市建設課】
- ④ 荒浜保育所再建に係る事業執行状況について 【福祉課・都市建設課】

#### 3 監査の目的及び着目点

震災後、継続されている被災者支援事業及び平成 26 年度に完了した震災関連事業に対し、各担当課から提出された関係書類等により、担当課長及び担当者から説明を受け、現地調査を行い適法・適正に計画的、経済的、合理的かつ効率的に執行されているかについて監査した。

#### 4 監査の結果と意見

震災関連事業については、その執行が目的に沿って適正に執行されており、事務の処理及び事業の管理、執行については適法・適正・合理的かつ効率的に実施されているものと認められた。

また、管理状況について現地調査を行ったところ、良好に管理されていることが認められた。